

～台風15号および19号被害にあった皆さんへ是非お伝えしたいこと～

「困りごと相談」実施中（無料相談）

台風15号および19号災害により、お困りのこと（家のこと、お金のこと、保険のこと、色々な支援のこと等々）がありましたら、何でも弁護士にご相談ください。法律に関することがどうか分からないという方もご相談ください。無料相談です。

「困りごと相談」の受付 平日午前9時～12時、午後1時～5時

（千葉県弁護士会） **電話番号：043-227-8431**

担当弁護士から改めてご連絡致します。面談相談も可能です。担当弁護士にご相談下さい。

支援制度の話

Q1 罹災証明書って何？

罹災証明書は、住宅などの損壊の程度について自治体が発行する証明書です。各市町村で証明を受けることができます。公的支援以外にも、各種補助や負担減免の手続きで必要とされることが多いため、発行を受けてください。

建物の損傷や損壊状況の写真が必要となることが多いので、携帯電話やスマートフォンで構いませんので出来るだけ状況が分かるよう撮影しておきましょう。

罹災証明の認定に不服がある場合には申し出により再調査が実施される場合もあります。

Q2 災害弔慰金って何？

災害弔慰金は、災害により、生計を維持していた方が亡くなった場合500万円、その他の方が亡くなった場合250万円を遺族に支給する制度です。台風による負傷等の悪化や避難所等における肉体的、精神的な疲労から体調を崩し亡くなった場合も、災害と死亡との間に関連性がある場合には、災害関連死として支給対象となる場合があります。

問い合わせ先は市町村です。

Q3 災害障害見舞金とは？

災害障害見舞金は、災害により、生計を維持していた方が重度の障害（両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた場合に250万円、それいがいの方が重度の障害を受けた場合に125万円を支給する制度です。

問い合わせ先は市町村です。

「困りごと相談」実施中！法律問題でなくても構いません。

受付時間：平日午前9時～12時・午後1時～5時

電話番号：043-227-8431

Q4 生活再建のための貸付制度はないですか？

災害援護資金制度は、災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた方に最大350万円を貸し付ける制度です。3年間は無利息ですが、その後は利息が発生します。所得制限あります。窓口は市町村です。

生活福祉資金制度による貸付は、必要な資金を金融機関から借り受けることが困難な世帯等を対象とした貸付制度で、例えば、災害の影響で救急に一時的に生活費が必要となるとき最大10万円まで借り受けることが可能です。社会福祉協議会が窓口です。

Q5 住宅ローン等を支払う余裕がない！

台風の被害で住宅ローンなどの支払いが難しくなった方には、「**自然災害債務整理ガイドライン**」を利用して、500万円までの財産を手元に残しながら、災害前のローンや借入について減額や免除を受けられる制度があります。このガイドラインの利用によって債務を減らしても、いわゆるブラックリストに登録されないの、再築するためのローンの申し込みも考えられるようになります。弁護士による手続きの支援を無料で受けられますので、弁護士会や借入先の金融機関の相談窓口にご相談下さい。

悪質な業者に注意！

悪質な業者が被災者の負担に乗じて高額な修理費用を請求したり、不十分な工事しかないといったトラブルが発生しています。不審な電話や勧誘など困ったときには、一人で悩まずに家族や周囲に相談しましょう。もちろん弁護士にも相談してください。

